

「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」技能講習のご案内

鹿児島労働局長登録教習機関	
事務所の名称	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
事務所の所在地	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
電話等	[電話] 099-257-9211 [FAX] 099-257-9214
登録番号	2-11
登録年月日	平成21年3月31日
登録更新年月日	平成26年3月31日
登録の有効期間満了日	平成31年3月30日

この技能講習は、労働安全衛生法第76条の規定に基づき行う「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」技能講習です。

掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削の作業には「地山の掘削作業主任者」、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取り外しの作業には「土止め支保工作業主任者」を選任し、その直接指揮のもとに作業を行う必要があります。

「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」技能講習を修了すると、この双方の作業主任者としての資格取得ができます。

1 受講資格

地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者に限ります。

なお、この講習は、「地山の掘削又は土止め支保工作業主任者のいずれかを取得している者を対象とした講習時間の一部を免除する特例講習」及び「建設機械施工技術検定に合格した者に対する特例講習」ではありません。

2 講習年月日、会場

講習年月日	会場
平成27年5月11日(月)～平成27年5月13日(水)	鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町6-10)
平成27年7月6日(月)～平成27年7月8日(水)	鹿児島県建設センター
平成27年9月16日(水)～平成27年9月18日(金)	鹿児島県建設センター
平成27年11月11日(水)～平成27年11月13日(金)	鹿児島県建設センター
平成28年2月17日(水)～平成28年2月19日(金)	鹿児島県建設センター

3 講習の開始及び終了時刻（途中休憩を含む）

- * 受付は、講習開始時刻の30分前から行います。
- * 講習の開始時刻に遅刻しないようお願いします。

	講習開始時刻		講習終了時刻	
1日目	9:00		17:00	
2日目	9:00		16:30	
3日目	全科目受講者	9:00		15:50
	科目一部免除者	A	10:30	
		B	13:00	

4 講習日程、科目、時間（○は受講が必要な科目、×は科目免除者の受講が不要な科目）

- * 講習科目の順序は、講師の都合により変更する場合があります。

日程	講習科目	講師	講習時間	全科目	科目一部免除者	
					A	B
1日目	(1) 作業の方法に関する知識 (地山の掘削)	当支部 専属 講師	6.5時間	○	×	×
2日目	(1) 作業の方法に関する知識 (土止め支保工)		4時間	○	×	×
	(2) 工事中設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識		2時間	○	×	×
3日目	(1) 工事中設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識		1.5時間	○	×	×
	(2) 作業員に対する教育等に 関する知識		1.5時間	○	○	×
	(3) 関係法令		1.5時間	○	○	○
	(4) 修了試験		1時間	○	○	○

5 科目の一部免除（詳細はお問い合わせください。）

- A 第1日目の「作業の方法に関する知識（地山の掘削）」、第2日目の「作業の方法に関する知識（土止め支保工）」、「工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」及び第3日目の「工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」の科目免除者は、次のいずれかに該当する方です。
- ① 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する「土木施工管理技術検定」に合格した者
 - ② 職業能力開発促進法施行規則別表第2の「建築施工系鉄筋コンクリート施工科」、「土木系土木施工科」又は「土木系さく井科」の訓練を修了した者
 - ③ 改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の「建設科」、「土木科」又は「さく井科」の訓練を修了した者
 - ④ 53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第2の「建設科」、「土木科」若しくは「さく井科」の訓練の例により行われる訓練を修了した者
 - ⑤ 53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第2の「建設科」、「土木科」若しくは「さく井科」の訓練を修了した者
- B 第3日目の「関係法令」以外の科目免除者は、次に該当する方です。
- ① 職業能力開発促進法施行規則別表第11の「建設科」、「土木科」又は「さく井科」に係る職業訓練指導員免許を受けた者

6 受講料及びテキスト代

- ・ 受講料は次のとおりです。

全科目受講者		17,400円
科目一部 免除者	A	14,800円
	B	7,800円

- ・ 受講料には修了証の交付代を含みますが、別途、テキスト代2,570円が必要です。
- ・ 建災防会員事業場の受講者については、テキスト代を建災防鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

7 申込み方法（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申込みください。
- ・ 申込書の記載事項等確認のため、自動車運転免許証の写し等を添付してください。
- ・ 科目一部免除者は、その資格を証する書面の写しが必要です。
- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置きください。
- ・ 送付する場合は、現金書留でお願いします。

8 申込み・問い合わせ先（受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに申し込んでください。）

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
(〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211)

9 募集定員

- ・ 定員は100名以内となっています。
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により、開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

10 修了証の交付

所定の科目、時間を全て受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を交付します。